1．令和5年度就学援助制度の実施について

		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保援）の申請期間（あてはまるものすべに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保援・準要保援）の申請書の提出方法（あてはまるものを全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものを全てに○）						（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から配布	ケ．教育委員会から完業生を通じて保護者へ案内を送付	コ．その他			ア．申請時を随時受け、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けたが、年度末頃から援助	ウ．随時申請を受け付けたが、概ね1か月以内に援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請を希望する者が学校に提出	オ．申請を希望する者が教育委員会に提出	カ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．自ちゃ！いやすいタイトルや平易な文章の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
40	40	23	12	12	8	8	22	30	2	1	10	12	1	3	12	0	4	4	10	8	16	0	0	0	3	3	18	1	9	9	1	6	8
奈良県	奈良市	○	○		○		○	○	○		○	メールサービス（さくら通絡網）での制度案内メールの送信、市公式LINEアカウントでの制度案内の掲載			○					○									○	○		
奈良県	大和高田市	○	○	○			○	○							○						○						○		○				
奈良県	大和郡山市		○		○	○	○	○							○						○											○	毎年、学校から在校生全員（中学3年生を除く）に、個人懇談にて来年度の就学援助制度の案内をしてもらったり、年度途中で他市町村から転校してきた児童生徒に対してもきちんと就学援助制度の案内をしてもらったりと、学校から多大な協力をいただいている。
奈良県	天理市	○	○	○			○	○							○				○								○						
奈良県	橿原市	○		○			○	○					○						○								○		○	○			
奈良県	桜井市	○	○	○			○	○							○				○										○				
奈良県	五條市	○									○	①各学校に対して免除制度を書面にて周知 ②教職員が家庭訪問時に保護者に対して説明			○				○								○						
奈良県	御所市				○	○	○	○							○				○								○			○			
奈良県	生駒市	○	○			○	○	○							○						○						○						
奈良県	香芝市	○	○					○							○				○	○	○								○				
奈良県	葛城市	○					○	○							○						○								○				
		○				○	○								○				○								○						
奈良県	宇陀市	○						○							○																		
奈良県	山添村		○					○			○	各学校に保護者宛ての案内文を配布してもらう			○				○										○				
奈良県	平群町	○	○	○			○	○							○						○						○						
		○		○				○			○	前年度認定の家庭には、家庭訪問時に個別に周知			○						○								○	○			
奈良県	三郷町	○		○	○	○	○	○							○						○						○			○			
奈良県	斑鳩町	○	○	○	○	○	○	○							○						○												
奈良県	安堵町				○	○	○	○							○						○											○	特になし。
奈良県	川西町	○		○				○									○	期間内の申請のみの受付を基本としているが、締切を過ぎた申請の場合は認定月以降分から援助。		○							○						
奈良県	三宅町	○						○		○					○					○												○	以下の4つの取組を行っている。①学校を通じて担任教員から児童に案内プリントを配布してもらう。②学校教職員連絡ツールを活用し、教育委員会から全児童の保護者に案内プリントをデータで送付する。③町のホームページ内における教育委員会の記事で就学援助について掲載する。④期限最終日に前年度の援助対象者で未申請の保護者に年末の援助の希望の有無を電話で確認する。
奈良県	田原本町	○	○	○							○	学校だより（4月号）に記載			○				○						○	小学校入学前に入学前支給を希望する場合は教育委員会に提出				○				
奈良県	曽爾村						○	○							○				○													○	転入者には必ず就学援助制度を説明、家庭の事情がわかっている場合は担任から個別に声かけをしている。
奈良県	御杖村										○	家庭訪問の際、制度説明を行う			○						○												
奈良県	高取町						○	○							○					○							○			○			
奈良県	明日香村				○	○		○							○						○						○						
奈良県	上牧町							○			○	町ホームページに制度を掲載している旨か、入学通知とともに案内を送付している。（町内の幼稚園・保育所等に在籍している場合は、各園所に送付、町外の幼稚園・保育所等に在籍している場合は郵送。）			○						○												
奈良県	王寺町	○	○	○				○							○						○								○				
奈良県	広陵町	○	○				○	○							○				○						○	令和5年度の前倒し支給（令和6年度新入学分）については、新中1は教育委員会に提出、新中1以外は在籍している各小学校に提出。			○			○	就学援助制度の案内書類に色紙を使用している。
奈良県	河合町	○					○	○							○				○														
奈良県	吉野町					○	○	○									○	申請締切を設定してる。申告漏れや申請忘れ等により、締切を過ぎた申請の場合は、決裁の上、年度当初から援助する。を配慮している。			○							○		○				
奈良県	大淀町	○					○	○							○				○								○						
奈良県	下市町	○					○	○							○				○								○		○				
奈良県	黒滝村						○	○							○						○												
奈良県	天川村			○										○					○								○						
奈良県	野迫川村										○	学校が把握しているため、通知は行っていない。					○	該当しないため。							○	該当しないため。							
奈良県	十津川村	○							○						○				○								○						
奈良県	下北山村	○		○										○					○													○	特になし。
奈良県	上北山村						○								○					○													
奈良県	川上村										○	児童扶養手当受給者を対象としているため担当課に照会し個別に書類を送付している。			○				○								○						
奈良県	東吉野村										○	教育委員会から学校を通じて、該当する家庭へ案内をしている		○					○														
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合			○				○									○	期間内の申請のみの受付を基本としているが、締切を過ぎた申請の場合は認定月以降分から援助		○							○						

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び准要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒の費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所等に案内を配布	キ. 域内の小中学校で実施（主な行政窓口に対して案内を配布（対象候補がいる場合など）	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期 ②申請期日 ③（7）の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが必要なから	ウ. 認定対象世帯が増えるから	エ. （入学前支給と）児童扶助（母子・父子・寡婦）の教育費支給時期が重なるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
40	40	27	4	5	1	3	0	0	27	0	0	4	0	0	0	0	0	1	2	24	0	10	9	13	9	7	1	0	0	1	3	3	1	2	0	3	2	0	2
奈良県	奈良市	○							○											○		○	○		○														
奈良県	大和高田市	○							○											○		○	○	○															
奈良県	大和郡山市	○							○											○		○	○	○	○	○													
奈良県	天理市	○							○											○				○															
奈良県	橿原市	○							○											○				○															
奈良県	桜井市	○							○											○				○															
奈良県	五條市	○							○									○				○	○		○														
奈良県	御所市	○							○											○					○	○				○									
奈良県	生駒市	○							○											○		○	○			○													
奈良県	香芝市	○							○											○		○	○		○														
奈良県	葛城市	○							○											○				○															
奈良県	宇陀市	○							○											○						○													
奈良県	山添村			○																																○			
奈良県	平群町	○							○											○				○															
奈良県	三郷町	○							○										○					○															
奈良県	斑鳩町	○							○											○		○	○			○	○												
奈良県	安堵町	○							○											○					○														
奈良県	川西町	○							○											○		○		○															
奈良県	三宅町	○							○											○				○															
奈良県	田原本町	○							○											○				○															
奈良県	曽爾村			○																																○			検討をした結果、あまり必要ないとの考えがあり入学前支給をしないことを決めた。（全入学児童を対象に、別途制服購入費の援助あり）
奈良県	御杖村		○									○																											
奈良県	高取町	○							○											○				○															
奈良県	明日香村	○							○										○						○	○													
奈良県	上牧町	○							○											○											○	入学通知とともに案内を送付している。（町内の幼稚園・保育所等に在籍している場合は、各園所に送付。町外の幼稚園・保育所等に在籍している場合は郵送。）						
奈良県	王寺町	○							○											○		○	○	○															
奈良県	広陵町	○							○											○		○	○		○								①12月 ②（申請期間）（令和4年度の場合）令和5年1月10日～令和5年1月31日） ③3月中旬						
奈良県	河合町	○							○											○											○	入学通知に同封して案内						
奈良県	吉野町	○							○											○						○													
奈良県	大淀町	○							○											○					○						○	就学時健康診断の際に入学前支給について説明。就学時健康診断報告に案内の書類を同封し、保護者に配布。						
奈良県	下市町			○																														○					
奈良県	黒滝村			○																																○	○		入学祝金支給
奈良県	天川村		○									○																											
奈良県	野迫川村		○									○																											
奈良県	十津川村			○																														○		○			
奈良県	下北山村					○																																	
奈良県	上北山村					○																																	
奈良県	川上村				○																																		
奈良県	東吉野村		○									○																											
奈良県	川西町・三宅町式下中学校構合					○																																	

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童数がその費用を無償化しているため、入学前実施を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	＜中学校＞ (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）以降	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校> ア．年度の途中だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増える、事務量に伴う業務量が増加するから	エ．入学前実施による保護者負担軽減制度があるから	オ．その他	＜中学校＞ (6)（5）のエ及びオの内容	5．家計急変世帯の認定について（重複可） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の枠内の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
40	40	20	4	5	1	2	2	2	20	0	0	4	0	0	0	0	0	1	2	22	0	2	0	3	2	0	2	9	1	19	0	0	8	3	3
奈良県	奈良市	○							○											○								○							
奈良県	大和高田市	○							○											○														○	昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯も対象としていたが、今年度は非課税世帯のみを対象としている。
奈良県	大和郡山市	○							○											○										○					
奈良県	天理市	○							○											○										○					
奈良県	橿原市	○							○											○														○	令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、家計急変世帯の認定を実施したが、令和4年度以降は実施していない。
奈良県	桜井市	○							○											○										○					
奈良県	五條市	○							○									○																○	認定基準を整備しておらず、現在検討もしていない。
奈良県	御所市	○							○											○										○					
奈良県	生駒市	○							○											○								○							
奈良県	香芝市	○							○											○								○							
奈良県	葛城市	○							○											○								○							
奈良県	宇陀市	○							○											○															
奈良県	山添村			○																				○						○			○		
奈良県	平群町	○							○											○															
奈良県	三郷町	○							○										○											○					
奈良県	斑鳩町	○							○											○										○					
奈良県	安堵町	○							○											○													○		
奈良県	川西町						○	管轄している中学校が無い																						○					
奈良県	三宅町						○	三宅町教育委員会においては管轄している中学校が無い。																						○					
奈良県	田原本町	○							○											○										○					
奈良県	曽爾村			○																					○		検討をした結果、あまり必要ないとの考えがあり入学前実施をしないことを決めた。（全入学児童を対象に、防衛医療入員の援助あり）			○					
奈良県	御杖村		○									○																○							
奈良県	高取町	○							○											○										○					
奈良県	明日香村	○							○										○									○							
奈良県	上牧町	○							○											○								○							
奈良県	王寺町	○							○											○										○					
奈良県	広陵町	○							○											○										○					
奈良県	河合町	○							○											○										○					
奈良県	吉野町	○							○											○										○					
奈良県	大淀町	○							○											○								○							
奈良県	下市町			○																		○							○						
奈良県	黒滝村			○																				○	○		入学祝金支給						○		
奈良県	天川村		○									○																					○		
奈良県	野迫川村		○									○																					○		
奈良県	十津川村			○																		○		○						○					
奈良県	下北山村					○																											○		
奈良県	上北山村					○																											○		
奈良県	川上村				○																												○		
奈良県	東吉野村		○									○																		○					
奈良県	川西町・三宅町式下中学校構成	○							○											○										○					

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる事業援護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における事業保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村就学援助基準額等に掛ける係数（倍率）		（6）（3）でチと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4．（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村長の判断	ウ．市区町村長等の意見の議	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．市営住宅の家賃の支給	キ．保護世帯の就学前児童の保育料	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．母子・父子・寡婦の減免	コ．認定就学援助の減免	サ．学校納付金の長い滞納、修学旅行費が長い者または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．給食の費目によって費目数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に連動するもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（465万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：最低額（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税者年間定額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低額限度額の10倍、1.5倍等）（係数および定額を（5）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率：倍）	係数（倍率：倍）			ア．基準額が減額となる場合	イ．基準額が減額となる場合（直前の認定基準を継続）	ウ．生活保護基準見直しの影響がさほど大きくないと考えられるため、対応していない（見直し後の生活保護基準に基づく事業保護の認定基準で認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく事業保護の認定基準により再認定など）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（事業保護者がいない、影響を受ける所得層の事業保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他	内容	（4）（1）でイ．反映されない		令和4年度
																					倍	倍											年	月	
40	40	18	22	11	7	7	15	5	5	5	5	8	5	7	2	13	9	2	0	8	24	0	9	0	17	5	3	9	5	0	0	5	5	
奈良県	奈良市						○													○			市民税所得割納税額が、扶養人数に応じて一定額以下の者											15%未満
奈良県	大和高田市		○																																15%未満
奈良県	大和郡山市																○				1.4				○				○						30%未満
奈良県	天理市															○					1.3				○				○						20%未満
奈良県	橿原市	○														○					1.3				○				○						15%未満
奈良県	桜井市															○					1.0					○							平成25	4	15%未満
奈良県	五條市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○																					15%未満
奈良県	御所市	○	○																																20%未満
奈良県	生駒市																			○			生活保護の基準額に1.3倍をかけた収入からの市民税額所得割額算出による基準額											10%未満
奈良県	香芝市	○														○					1.3				○			○						15%未満
奈良県	葛城市																○				1.3				○			○						15%未満
奈良県	宇陀市	○	○	○													○			○	1.1		失業、倒産等により著しく収入状況が悪いと認められるもの、長期療養、火災、交通事故等不慮の災害により生活が困窮していると認められるもの。			○							平成24	4	15%未満
奈良県	山添村															○					1.3				○			○							5%未満
奈良県	平群町	○	○	○												○					1.3					○							H24	12	15%未満
奈良県	三郷町																○				1.3					○							平成24	12	15%未満
奈良県	斑鳩町	○	○	○		○	○	○								○					1.3					○								25	6	15%未満
奈良県	安堵町															○					1.3				○		○								25%未満
奈良県	川西町		○														○				1.3				○				○						15%未満
奈良県	三宅町		○														○				1.3				○			○							15%未満
奈良県	田原本町						○									○					1.3				○				○						10%未満
奈良県	曽爾村	○	○	○			○									○					1.3				○		○								5%未満
奈良県	御杖村	○	○	○			○										○				1.3				○			○							10%未満
奈良県	高取町						○											○			1.5														15%未満
奈良県	明日香村	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○	1.3		教育委員会が特に必要と認めた場合		○		○								10%未満
奈良県	上牧町	○	○	○	○	○	○			○	○									○			教育長が特に就学援助の必要があると認める者（家庭状況の変化（リストラ・倒産等）が認められる者）												15%未満
奈良県	王寺町	○														○				○	1.3		教育長が特に就学援助の必要があると認めるもの		○			○							10%未満
奈良県	広陵町	○	○											○			○				1.3				○			○							10%未満
奈良県	河合町	○	○			○	○	○										○		○	1.1		失業、長期療養、不慮の事故等により生活が困窮していると認められるもの												15%未満
奈良県	吉野町		○																																20%未満
奈良県	大淀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満
奈良県	下市町																			○			住民税所得割の非課税												10%未満
奈良県	黒滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				0%未満
奈良県	天川村		○																																10%未満
奈良県	野迫川村																			○			学校において必要が認められる者。												0%未満
奈良県	十津川村	○	○											○		○					1.3				○			○							0%未満
奈良県	下北山村		○						○			○	○	○																				5%未満
奈良県	上北山村	○					○					○																							0%未満
奈良県	川上村						○																												20%未満
奈良県	東吉野村	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○																					15%未満
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合		○														○				1.3				○			○							15%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無	学用品費 実費・限物支給	学用品費 支給平均額	学用品費 上限額	学用品費 上限の金額	学用品費 支給平均額	学用品費 一定額	学用品費 令和5年度単価	学用品費 その他	学用品費 補足事項	(2) 新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	新入学児童生徒学用品費等 実費・限物支給	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 上限額	新入学児童生徒学用品費等 上限の金額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	通学費 一定額	通学費 令和5年度単価	通学費 その他	通学費 補足事項	通学費 費目の設定の有無	通学費 実費・限物支給	通学費 支給平均額	通学費 上限額	修学旅行費 上限の金額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 令和5年度単価	修学旅行費 その他	修学旅行費 補足事項	(3) 費目毎の設定の有無	(3) 実費・限物支給	(3) 支給平均額	(3) 上限額	(3) 上限の金額	(3) 支給平均額	(3) 一定額	(3) 令和5年度単価	(3) その他	(3) 補足事項	(5) 補足事項
40	40	37	1	1	19	19	19	24	24	0	4	37	1	1	9	9	9	27	27	0	4	7	7	7	0	0	0	0	0	0	2	32	17	17	15	15	15	1	1	4	7	7
奈良県	奈良市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	21,329					
奈良県	大和高田市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	17,731					※通学用品費:学用品費及び新入学用品費に含めて支給。 ※医療費:所定の支給対象治療について保護者負担額の上限が500円となるよう援助。
奈良県	大和郡山市	○						○	※		(5)に記載	○						○	40,600													○			○	21,490	16,875					学用品-通学用品費等　1年生11,420円　2～6年生13,650円
奈良県	天理市	○						○	11,630			○						○	40,600													○			○	40,050	22,193					
奈良県	橿原市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	21,435					
奈良県	桜井市	○						○	11,160			○						○	40,300													○			○	21,490	19,250					
奈良県	五條市	○			○	13,900	13,483					○			○	54,080	54,080															○	○	23,621								
奈良県	御所市	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	22,690					
奈良県	生駒市	○						○	11,630			○						○	40,600			○	○	850								○	○	21,112								
奈良県	香芝市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	17,849					
奈良県	葛城市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	20,197					
奈良県	宇陀市	○						○	11,100			○						○	44,080													○			○	22,690	22,690					
奈良県	山添村	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	22,690			
奈良県	平群町	○			○	11,630	11,630					○						○	51,080													○	○	30,000								
奈良県	三郷町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	28,809	20,801					
奈良県	斑鳩町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	19,513								
奈良県	安堵町	○						○	11,420			○						○	54,080													○	○	24,330								
奈良県	川西町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	20,030								
奈良県	三宅町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	27,978								
奈良県	田原本町	○						○	11,630			○						○	54,080		※4/1認定の新1年生のみ											○			○	22,690	20,122					
奈良県	曽爾村	○			○	11,630	0					○			○	54,080	0					○	○	0																○	「曽爾村修学旅行費補助金」より全額支給	
奈良県	御杖村																																								
奈良県	高取町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	22,690	22,690					学校給食費については、令和4年度2学期から3学期にかけて学校給食費2か月分をもたしたことと伴い、就学援助費の支給額が減少している
奈良県	明日香村	○	○	11,630								○	○	27,030																		○	○	22,690								医療費　実績がなかった為
奈良県	上牧町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	23,343								
奈良県	王寺町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	20,083								
奈良県	広陵町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	28,470								
奈良県	河合町	○			○	11,630	10,977					○			○	54,080	54,080															○	○	21,348								・体育実技用具費は実績なし。 ・学校給食費は、令和4年度は3月から10月分の給食費を補償した。
奈良県	吉野町	○			○	13,900	13,900					○			○	54,080	54,080															○	○	35,000								
奈良県	大淀町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	20,097								
奈良県	下市町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	28,694								通学費・校外活動費(宿泊を伴うもの)・医療費は実績なし。
奈良県	黒滝村	○						○	11,630			○						○	54,080																					○	無償化	
奈良県	天川村	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	0							実績なし	
奈良県	野迫川村																																								
奈良県 |十津川村	○			○	11,630	0				実績なし	○			○	54,080	0				実績なし																			○	無償化	
奈良県	下北山村	○			○	11,630	0				ただし、範囲内で実費額	○			○	51,080	0				ただし、範囲内で実費額											○			○	22,690	0				対象者については、以前支給した陽立金があるが今、対象外
奈良県	上北山村	○			○	12,000	0				実績なし	○			○	24,000	0				実績なし											○			○	12,000	0				実績なし	
奈良県	川上村	○			○	12,000	12,000					○			○	24,000	24,000																							○	無償化	
奈良県	東吉野村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	27,493								校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、定額費用以外に八尺代(保額)村負担を行っている。
奈良県	川西町・三宅町式下中学校概況																																								

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1）. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	（5）補足事項	2. その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する各市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
40	40	38	1	1	19	19	19	25	25	0	3	38	1	1	9	9	9	26	26	0	3	7	7	7	0	0	0	0	0	0	2	32	16	16	15	15	15	1	1	4	7	8	1
奈良県	奈良市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	57,463						
奈良県	大和高田市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	44,775					中学校給食費・所定の支給対象金額について、現行の上限が500円となるよう検討。	
奈良県	大和郡山市	○						○	※		（5）に記載	○						○	47,400													○			○	57,590	38,886					学用品・通学用品費等　　1年生22,320円 2～4年生24,550円 体育実技用具費 （730円上限）　制服　柔道・実食（1,540円上限）	
奈良県	天理市	○						○	22,730			○						○	47,400													○			○	60,000	55,961						
奈良県	橿原市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	51,182						
奈良県	桜井市	○						○	13,600			○						○	41,700													○			○	57,590	54,754						
奈良県	五條市	○			○	25,000	23,644					○			○	60,000	60,000															○	○	63,683									
奈良県	御所市	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○			○	60,910	60,910						
奈良県	生駒市	○						○	22,730			○						○	47,400			○	○	0								○	○	37,713									
奈良県	香芝市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	50,000						
奈良県	葛城市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910						
奈良県	宇陀市	○						○	21,700			○						○	50,000													○			○	60,910	53,338						
奈良県	山添村	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,910				
奈良県	平群町	○			○	22,730	22,730					○						○	60,000													○	○	70,000									
奈良県	三郷町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	54,567							対象者2名	○			○	65,000	60,986						
奈良県	斑鳩町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	61,235									
奈良県	安堵町	○						○	2,230			○						○	63,000													○	○	54,295									
奈良県	川西町																																										
奈良県	三宅町																																										
奈良県	田原本町	○						○	22,730			○						○	63,000		※4/1認定の新1年生のみ											○			○	60,910	55,542						
奈良県	曽爾村	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000					○	○	0																○	「曽爾村修学旅行費補助金」が金額支給		
奈良県	御杖村																																										対象となる者がいないので、具体的な支給方法・支給額が決まっていない
奈良県	高取町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし。	○			○	60,910	60,910					学校給食費については、令和4年度分学期から学期において学校給食費の無償化をしたことと伴い、就学援助費の支給額が減少している。	
奈良県	明日香村	○	○	22,730								○	○	30,000																		○	○	60,910									
奈良県	上牧町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	65,118									
奈良県	王寺町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	60,120								○	○	61,746									
奈良県	広陵町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	47,708									
奈良県	河合町	○			○	22,730	22,493					○			○	63,000	63,000															○	○	63,249							・体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴うものは実績なし。 ・学校給食費は、令和4年度は8月から10月分の給食費を無償とした。	
奈良県	吉野町	○			○	25,000	25,000					○			○	63,000	63,000															○	○	60,000									
奈良県	大淀町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	56,821									
奈良県	下市町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	69,468							通学費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・医療費は実績なし。	
奈良県	黒滝村	○						○	22,730			○						○	63,000																					○	廃止		
奈良県	天川村	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	0							実績なし。		
奈良県	野迫川村																																										
奈良県	十津川村	○			○	22,730	22,730				令和5年度実施	○			○	63,000	0				実績なし。																			○	廃止		
奈良県	下北山村	○			○	22,730	0					○			○	60,000	0															○			○	60,910	0						
奈良県	上北山村	○			○	11,000	0				実績なし。	○			○	36,000	0				実績なし。											○			○	36,000	0				実績なし。		
奈良県	川上村	○			○	18,000	18,000					○			○	36,000	36,000																							○	廃止		
奈良県	東吉野村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	84,000							4年度実績が無いため、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、定額9年度予算は外にバス代(全額)村負担を行っている。 廃止とした。		
奈良県	川西町・三宅町式下中学校構合	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	53,297									